

北本市教育委員会 令和6年2月定例会会議録					
1 日 時	令和6年2月15日(木) 午後2時00分から3時7分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の 氏 名	一 繩張誠一 黒川範子	二 委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子		
	四 委員 森田高正				
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席 し た 職 員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学 校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会2月定例会を開会する。				
2 会議録の承認 について	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会の議事録について質 問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会の議事録については、 承認としてよろしいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会の議事録は、承認す る。				
3 会議録署名委 員の指名につい て	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の関根委員にお願 いする。				
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、審議事項が5件の合計8件 である。 なお、本日の教委議案第5号については、議会に関する案 件、教委議案第6号については、人事に関する案件のため、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規 定により、「非公開」審議としてよいと伺う。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本日の教委議案第5号、第6号については、「非公開」審議 とする。				
5 報告事項(公開)	神子教育長： 教委報告第8号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告に				

<p>案件)</p> <p>(1) 教委報告第8号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p> <p>(2) 教委報告第9号「シンポジウム「デーノタメ遺跡から見た縄文の食文化」開催について」</p> <p>(3) 教委報告第10号「「デーノタメ遺跡」の国指定にかかる意見具申について」</p>	<p>ついて」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第8号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号「シンポジウム「デーノタメ遺跡から見た縄文の食文化」開催について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委報告第9号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： シンポジウムの参加者が60代、70代を合わせると67%であり、いかにも若い人達に周知していくのが課題である。今後も長く愛されるデーノタメ遺跡にしていくためには、若い世代への周知に力を入れないといけない。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号「「デーノタメ遺跡」の国指定にかかる意見具申について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委報告第10号の説明)</p>
--	---

いて」	<p>神子教育長： 教委報告第10号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号については、了承とする。</p> <p>6 審議事項(公開案件)</p> <p>(4) 教委議案第4号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第4号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： この制度を使うことが出来るのは61歳の人からというとか。</p> <p>木暮学校教育課長： そのとおりである。 来年度から高齢者部分休業については取得が可能となる。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号については、可決とする。</p> <p>(5) 教委議案第7号「第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)について」</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号「第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第7号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>
-----	---

	<p>神子教育長： 教委議案第7号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号については、可決とする。</p>
(6) 教委議案第8号「第四次北本市生涯学習推進計画（案）について」	<p>神子教育長： 教委議案第8号「第四次北本市生涯学習推進計画（案）について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： （教委議案第8号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号については、可決とする。</p>
7 議案審議（非公開案件）	<p>神子教育長： 非公開審議に入る。</p> <p>教委議案第5号「令和6年度予算案に関する意見の聴取について」について、教育部長より説明をお願いする。</p> <p>草野教育部長： （教委議案第5号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号については、可決とする。</p>
(7) 教委議案第5号「令和6年度予算案に関する意見の聴取について」	<p>神子教育長： 教委議案第6号「教職員（管理職）の人事内申について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号について、質疑はあるか。</p>
(8) 教委議案第6号「教職員（管理職）の人事内申について」	

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第6号については、可決としてよいか。
	— 各委員、可決 —
	神子教育長： 教委議案第6号については、可決とする。
8 その他	神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。
	学校教育課： (令和5年度卒業証書授与式告辞案について)
	生涯学習課： (人権啓発冊子ふれあいについて)
9 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和6年3月21日 教 育 長 神子修一 署名委員 関根 稔子 書 記 落合 元

